

「困ったなあ」

佐々木知子の
法律相談



佐々木 知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

「答ええます」

再婚相手が半年後に亡くなり、 婚姻無効確認の調停を 起こされています。

私自身のことで、ご相談です。63歳です。若い頃に一度結婚したけれどうまくいかず、3年後に離婚。その後ずっと事務をして働いてきました。両親は亡く、家族といえは兄だけです。定年までまだ少しあるのに去年仕事を辞めたのは、結婚話が持ち上がったからです。

相手は私より12歳上で、15年前からの知人です。会社を経営しておられ、横柄な感じがあまり好きではなかったのですが、何度か誘われたけれど断っていました。性格が合わなかった奥さまは長い別居の後、2年前に亡くなったそうです。

昨年その方から、打って変わ

って弱々しい声で電話がありました。

脳卒中で倒れて入院し、まひが残ってリハビリ中だが、つらいので会いに来てほしいと。行くと、別人みたいになっていてかわいそうなので、何度か行くうちに、息子二人には介護を頼めないで結婚してほしいと、頼むように言うのです。退院したらマンションで一緒に住もう、好きなようにリフォームもしてくれと鍵も通帳もキャッシュカードも印鑑も渡されました。

早く婚姻届をとっているので用紙を持参し、病室で埋めました。手が震えるというので、自署も私が代筆し、看護師さんに証人を頼んだら断られたので、彼に言われて彼の長男の名前、そして私の兄の名前を私が書きました。そして提出したのですが、彼は結局退院することなく半年後に亡くなり、この度息子二人から、婚姻無効確認の調停を起こされました。

婚姻意思は当事者のもので、 他の人が否定できるものではありません。

息子さん二人は、父親にはご相談者との再婚意思はなかったというのですね。認知症でもなかったというのにね。肝心の本人が亡くなって真意は確かめようがないですが、一番根拠にしているのが、婚姻届に自署がないということのようです。父は手は震えたが、字は書けた。また、証人とされる自分は全くこの結婚を知らず、死んで初めて知ったくらいだと。婚姻が有効であればご相談者に遺産の半分が行くので、それを阻止したいのが一番の理由でしょう。

婚姻届のような重要な書類は当事者本人が自署すべきですが、書いてくれと本人が言ったのなら、もちろん偽造にはなりません。そもそも届出印は本人のもので、それ自体は相手方も争っていないでしょう。マンシヨンの鍵や通帳など、本人が預けなければ、ご相談者が持っているはずもない。リフォームも業者の選定などを進めていたわけでしょう。病院での面会記録もあるだろうし、その看護師の方、協力してくれないでしょう。

か。結婚詐欺で高齢者をだましたという、知り合って間もないのかと思います。ずいぶん前からの知り合いで、相手が結婚を願った経緯もよく分かります。これまでの事情を全て書いて裁判所に提出することはもちろんできますよね。

婚姻届の証人二人はいわば形式で、架空の人でさえなければ誰でも構わないのです。高齢者の結婚は、相続問題が絡んだりして、子供らが反対するのはよくあることなので、子供らに言わなかったのも理解できることです。そのうち退院して同居す

るようになれば言わざるを得なくなったでしょうけれど。

子供らにしてみれば、父親の介護を自分たちがしなくてよくなるので、若い健康な女性と再婚してくれるのは助かると思うのですが、亡くなったので介護問題はなくなり、相続問題だけが残ったわけです。ですから婚姻を無効にしたいのであれば、他の人が否定できるものではありません。調停の後は訴訟になり、その後遺産分割の話になるはずですよ。

